

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内規等 (更新 2025 年 5 月 17 日)

目次

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内規に関する申し合わせ	1
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの管理・運営に関する内規	2
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの幹事と幹事会に関する内規	2
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの会費に関する内規	2
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが共催、後援および協力を行う場合の内規	2
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが他の営利団体等と収益を伴う事業を行う場合の内規	4
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの収益の配分に関する内規	5
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの名義使用等に関する申し合わせ	5
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターロゴ使用内規	5
特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターのロゴを付けた名刺作成に関する内規	6
「総合地質」編集委員会の構成に関する内規	6

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内規に関する申し合わせ

第 1 条 理事会は特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの定款の定める範囲において、必要に応じて内規を作ることができる。

第 2 条 理事会による決定の後、理事長は速やかに会員に通知するとともに、直近の総会に報告するものとする。

付記:この申し合わせは 2016 年 5 月 14 日から運用され、2020 年 6 月 1 日 9 時 から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの管理・運営に関する内規

第 1 条 北海道総合地質学研究センターの正会員は北海道総合地質学研究センター研究員もしくはシニア 研究員となる。

第 2 条 北海道総合地質学研究センターの正副センター長に正副理事長を充てる。

第 3 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために、理事会の下に部門を置く。

第 4 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために置く部門の責任者は理事が務める。

第 5 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために置く部門とその責任者は理事会が決定する。

2 理事会による決定の後、理事長は速やかに会員に通知するとともに、直近の総会に報告するものとする。

附則 この内規は 2016 年 5 月 14 日開催の理事会で決定され、2016 年 6 月 14 日開催の臨時総会で承認された。

付記:この内規は 2020 年 6 月 1 日 9 時 から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの幹事と幹事会に関する内規

第 1 条 北海道総合地質学研究センターの円滑かつ迅速な運営のために理事長は正会員の中から若干名の幹事を指名し、正副理事長および専務理事と幹事からなる幹事会を設置する。

第 2 条 理事長は幹事の指名を速やかに会員に通知するとともに、直近の総会に報告するものとする。

附則 この内規は 2016 年 10 月 2 日から運用される。

付記:この内規は 2020 年 6 月 1 日 9 時 から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの会費に関する内規

第 1 条 北海道総合地質学研究センターの会費は事業年度毎に納入することになっているが、新規入会者の場合、入会時期によっては 1 年分の会費の納入が合理的ではないと考えられる場合がある。その場合には正副理事長および専務理事の議論を経て、理事長の判断で初年度の会費の額を半額にすることができる。

附則 この内規は 2018 年 4 月 1 日から運用される。

付記:この内規は 2020 年 6 月 1 日 9 時 から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが共催、後援および協力を行う場合の内規

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター（以下、本法人と呼ぶ）が他の非営利法人等の非営利団体（以下、他の法人等と呼ぶ）と共同で事業を主催する場合（以下、共催と呼ぶ）、他の法人等の事業を後援する場合（以下、後援と呼ぶ）、他の法人等の事業に協力する場合（以下、協力と呼ぶ）の指針を以下に定める。

第 1 条 共催、後援、協力の定義は以下の通りである。

(i) 共催

他の法人等と当該事業の全て（企画から終了まで）について共同で実施するもの。当該事業の内容、収支を含む事業の全体に、共催する他の法人等と同等の責任を有する。

(ii) 後援 他の法人等が主催する事業の一部または全体について、主催する他の法人等からの依頼に基づいて援助するもの。収支を含む事業の一部または全体に対し、主催する他の法人等と同等の責任を有しない。後援事業における本法人の事業範囲は、その後援に関わることに限定される。

(iii) 協力 他の法人等が主催する事業について、主催する他の法人等からの依頼に基づいて、主に本法人の構成員を他の法人等に紹介する等の協力を行うものである。本法人の事業の範囲は本法人の構成員の紹介までであり、この事業に対する一切の責任義務を有しない。

第 2 条 本法人が共催、後援、協力を行うには、その事業が社会的コンプライアンスに則ったものであり、また特定非営利活動促進法第 2 条、第 3 条、第 12 条などが定める特定非営利活動法人の要件（資料を参照）と本法人の定款、設立趣旨、基本的な考え方、内規などに抵触しないことが必要である。

第 3 条 本法人の社会的・法的責任の適正な遂行を確保するため、本法人が共催、後援、協力を行う他の法人等は次の要件を満たすことを必要とする。

(i) 法人格を有する団体であることが望ましいが、任意団体である場合には、その団体の代表者、所在地、連絡先等が明確であること。

(ii) その事業遂行能力において問題がないと判断されるものであること。

(iii) 特定非営利活動法人の主な要件（資料を参照）に抵触しないこと。

(iv) 暴力団、または暴力団やその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと。

第 4 条 共催、後援、協力を行う際には他の法人等との間の利益相反について最大限の注意を払う必要がある。

第 5 条 共催、後援、協力を行う際の手順などは以下の通りである。

(i) 共催 本法人が事業の企画を開始し、他の法人等に共催を依頼する場合と、他の法人等から本法人に依頼がある場合が想定される。ともに正副理事長および専務理事の議論を経て、理事長が決定し、速やかに会員に通知するとともに、直近の理事会に報告するものとする。

(ii) 後援 他の法人等からの文書による依頼に基づき、正副理事長および専務理事の議論を経て、理事長が決定し、速やかに会員に通知するとともに、直近の理事会に報告するものとする。

(iii) 協力 他の法人等からの文書による依頼に基づき、正副理事長の討論を経て、理事長が決定し、直近の理事会で報告するものとする。

(iv) 他の法人等が本法人に対し、共催、後援、協力を依頼する際の書式を用意する。

(v) 後援の場合にはその事業の終了後に他の法人等に報告書の提出を求めることを原則とする。

附則 この内規は 2018 年 10 月 13 日から運用される。

付記:この内規は 2020 年 6 月 1 日 9 時から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

資料:特定非営利活動促進法などが定める特定非営利活動法人の主な要件

- (i) 不特定かつ多数の者の利益に寄与することを目的とし、特定の個人や法人、団体の利益を目的として 事業を行わないこと
- (ii) 営利を目的としないこと.
- (iii) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的としないこと
- (iv) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的としないこと
- (v) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的としないこと

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが他の営利団体等と
収益を伴う事業を行う場合の内規

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター（以下、本法人と呼ぶ）が営利法人等の営利団体（以下、営利法人等と呼ぶ）から依頼を受けて収益を得る事業を行う際の指針を以下に定める。

第 1 条 本法人が営利法人等と事業を行うには、その事業が社会的コンプライアンスに則ったものであり、また特定非営利活動促進法第 2 条、第 3 条、第 12 条などが定める特定非営利活動法人の要件（資料を参照）と本法人の定款、設立趣旨、収益を伴う事業に関する基本的な考え方、および関連する内規などに抵触しないことが必要である。

第 2 条 本法人の社会的・法的責任の適正な遂行を確保するため、本法人が事業を共同で行う営利法人等は次の要件を満たすことを必要とする。

- (i) 法人格を有する団体であることが望ましいが、任意団体である場合には、その団体の代表者、所在地、連絡先等が明確であること。
- (ii) その事業遂行能力・責任能力において問題がないと判断されるものであること。
- (iii) 特定非営利活動法人の主な要件（資料を参照）に抵触しないこと。
- (iv) 暴力団、または暴力団やその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと。

第 3 条 事業を行う際には他の営利法人等との間の利益相反について最大限の注意を払う必要がある。

第 4 条 手順などは以下の通りである。

- (i) 形態 本法人が事業の企画を開始し、営利法人等に提案する場合と、営利法人等から本法人に依頼があった場合が想定される。
- (ii) 契約締結の判断は正副理事長および専務理事の議論を経て、理事長が行い、直近の理事会で承認を得るものとする。
- (iii) 契約は文書によって行われ、本法人と営利法人等の両者の権利と義務等を記入するものとする。

附則 この内規は 2018 年 10 月 13 日から運用される。

付記:この内規は 2020 年 6 月 1 日 9 時 から 2020 年 6 月 14 日 24 時までの期間を表決期間とする理事会において修正が承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの収益の分配に関する内規

第 1 条 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが実施した事業において収益を得た場合、その収益から必要経費を差し引いた後の残金を特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターと役務等を提供した会員個人に対し、合理的に分配する。その配分方法は別途定める。

附則 この内規は 2018 年 10 月 13 日から運用される。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの名義使用等に関する申し合わせ

1. 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが他法人等から依頼されて報酬を伴う役務等に会員を推薦した場合、その会員が得た報酬は会員個人の収入ではあるが、特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターがこの過程で果たした役割を考慮し、その会員の得た収入の内の 20% 程度を会員が任意に特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターに寄付することが期待される。しかし、何ら強制するものではない。
2. 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターが法人として関与しない事業等において、会員が 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター構成員の肩書きで役務等を提供し、報酬を得た場合、その会員が得た報酬は会員個人の収入ではあるが、その会員の得た収入の内の 10% 程度を会員が任意に特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターに寄付することが望ましい。しかし、何ら強制するものではない。

附則 この申し合わせは 2018 年 10 月 13 日から運用される。6

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターロゴ使用内規

第 1 条 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター(以下「本研究センター」という)のロゴに 関し必要な事項を定める。

第 2 条 本研究センターのロゴは別図のとおりとする。

第 3 条 ロゴの使用は、本研究センターの品位・利益を損なわないものであることが必要である。

第 4 条 本研究センター構成員はロゴの使用を許可される。

第 5 条 本研究センター構成員以外の者がロゴを使用しようとする場合は、理事長の許可を得なければならない。

第 6 条 理事長は、以下の各項に該当すると認めたときは、ロゴの使用を許可しないものとする。

- (i) 本研究センターの名誉を傷つけ、またはそのおそれのあるとき。
- (ii) 特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、またはそのおそれがある場合。
- (iii) 別に定めるロゴのデザインと異なるとき。
- (iv) その他、理事長が適当でないと認める場合。

第 7 条 理事長は、ロゴの使用の許可の後にそのロゴの使用が第 3 条に抵触または第 6 条の各項に該当すると認めたときは、その使用の許可の取り消しまたは使用の停止を含む措置をとることができる。

第 8 条 この内規に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規定は 2019 年 9 月 21 日から運用される。8

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターのロゴを付けた名刺作成に関する内規

第 1 条 特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター(以下「本研究センター」という)の役員等 が公式に使用する名刺 (以下「公式名刺」) には本研究センターのロゴを付けるものとする。

第 2 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この規定は 2025 年 5 月 17 日から運用される。

「総合地質」編集委員会の構成に関する内規

第 1 条 「総合地質」の編集にあたる編集委員会を置く。

第 2 条 編集委員会には正副の編集委員長をおく。編集委員長は理事の中から選任される。

第 3 条 理事長は副理事長および専務理事と理事長指名の若干名の会員との協議を経て、編集委員長と副編集委員長を選出し、速やかに会員に通知するとともに、直近の理事会に報告する。

第 4 条 編集委員長は副編集委員長と協議し、専門分野などを考慮して編集委員の選出を行い、決定後は速やかに会員に通知するとともに、直近の理事会に報告する。

附則 この内規は 2020 年 6 月 14 日から運用される。